

北海道開発局物品等契約に係る指名停止等の措置について

平成13年12月18日

北開局会第611号

局長から各課等の長あて

北海道開発局が行う物品の製造、物品の販売、役務の提供等及び物品の買受け契約に係る指名停止等の措置については、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年4月1日北開局工第1号）に準じて取り扱うこととしたので、了知されたい。